

札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案

令和 7 年（2025 年）2 月 1 3 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和 5 8 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 別表 2 東月寒向ヶ丘第二地区地区整備計画区域の項公益・機能複合地区の目第 1 号中「住宅」の次に「等」を加え、同項に次のように加える。

集客 交流 地区	(1) 住宅等	70,000	外壁等 の面か ら都市 計画道 路北野 通の道 路境界 線まで の距離	155
	(2) 共同住宅、寄 舎又は下宿			
	(3) 神社、寺院、教 会その他これらに 類するもの			
	(4) 老人ホーム、福 祉ホームその他こ れらに類するもの			
	(5) 公衆浴場		外壁等 の面か ら隣地 境界線 (東月 寒向ヶ	25
	(6) ボーリング場、 スケート場、水泳 場、スキー場、ゴ ルフ練習場又はバ ッティング練習場			

	(7) 自動車教習所 (8) マージャン屋、 ぱちんこ屋、射的 場、勝馬投票券発 売所、場外車券売 場その他これらに 類するもの (9) カラオケボック スその他これに類 するもの						丘地区 地区整備 計画区域 の文教・ 機能複 合地区 との境界 線に限る。 までの 距離			
--	---	--	--	--	--	--	---	--	--	--

(2) 別表 3 中 6 7 の項を 6 8 の項とし、4 5 の項から 6 6 の項までを 1 項ずつ  
繰り下げ、4 4 の項の次に次のように加える。

4 5	東月寒向ヶ丘第二地 区地区整備計画区域 の集客交流地区	附属用途に供する建築物等（外壁等の面 から隣地境界線（東月寒向ヶ丘地区地区整 備計画区域の文教・機能複合地区との境界 線に限る。）までの距離が 25 メートル未満 であるものを除く。）
-----	-----------------------------------	--

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### (理 由)

建築基準法第 6 8 条の 2 第 1 項の規定に基づき、東月寒向ヶ丘第二地区に係  
る地区整備計画の区域内における建築物の用途に関する制限等を新たに定める  
ため、本案を提出する。